

令和4年11月定例会 経済委員会
令和4年12月14日（水）
〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、経済委員会を開会いたします。（13時34分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料（その4））

- 議案第38号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第10号）

【報告事項】

なし

平井農林水産部長

それでは、農林水産部関係の案件につきまして御説明を申し上げます。

今回、追加提案を予定しております案件は令和4年度11月補正予算案でございまして、国の経済対策に呼応しました16か月予算の第1弾として編成するものでございます。

まず、資料の1ページを御覧いただきたいと存じます。

一般会計歳入歳出予算総括表でございます。

補正額の欄の最下段に記載のとおり39億3,399万2,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は401億5,005万3,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては最下段の計の欄、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと存じます。

課別主要事項について御説明を申し上げます。

畜産振興課でございます。

5段目の家畜保健衛生費、摘要欄①のア、新規事業、家畜防疫検査体制強化事業におきまして、家畜伝染病の検査診断体制の強化に向け、新たなPCR機器を導入するための経費として840万円の増額をお願いするものでございます。

次に、3ページでございます。

スマート林業課でございます。

3段目の林業振興指導費、摘要欄①のア、新規事業、しいたけ生産資材高騰対策支援事業におきまして、県内しいたけ生産事業者等の事業継続への支援のための経費として5,000万円、5段目の造林費におきまして、木材加工施設等への原木の安定供給と森林の防災・保水機能の適切な発揮に向けた健全な森林の造成を行うための経費として3億3,482万円、スマート林業課合計で3億8,482万円の増額をお願いしているところでござい

ます。

次に、4ページでございます。

農山漁村振興課でございます。

5段目の土地改良費におきまして、中山間地域における農道や集落道など、農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備するための経費として6,400万円、6段目の農地調整費におきまして、津波災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域など災害発生リスクの高い地域において地籍調査を推進するための経費として6,000万円、農山漁村振興課合計で1億2,400万円の増額をお願いしているところでございます。

次に、5ページでございます。

生産基盤課でございます。

1段目の農地総務費におきまして、国が行う農業用水路の改修に係る負担金として2億1,900万円、2段目の土地改良費におきまして、農業の生産性の向上はもとより、流域治水にも資する農業用排水路や、農地の区画整理等の整備に要する経費として6億2,070万4,000円、3段目の農地防災事業費におきまして、老朽化した農業用ため池の改修等に要する経費として8億6,466万8,000円、6段目の漁港建設費におきまして、漁港の地震津波対策に要する経費として5億1,460万円、生産基盤課合計で22億1,897万2,000円の増額をお願いしております。

次に、6ページを御覧ください。

森林整備課でございます。

3段目の林道費におきまして、木材輸送の効率化や防災機能の向上を図るため、林道の開設、改良に要する経費として1億7,380万円、4段目の治山費におきまして、県土強靱化を推進するため、荒廃した山地の復旧や山地災害の未然防止等に要する経費として10億2,400万円、森林整備課合計で11億9,780万円の増額をお願いしているところでございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越明許費の追加でございます。

この度、補正予算をお願いしております畜産振興課の家畜保健衛生所運営費から農山漁村振興課の地籍調査費まで3課4事業につきまして、合計で4億5,322万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、8ページでございます。

繰越明許費の変更でございます。

9月議会におきまして繰越明許費を御承認いただきました事業のうち、この度、補正予算をお願いしております農山漁村振興課の中山間地域農村活性化総合整備事業費から9ページの森林整備課の林野地すべり防止事業費までの3課17事業につきまして、最下段に記載のとおり合計で66億7,777万2,000円へ翌年度繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

これらの予算を活用し、県民の皆様の暮らしと命、業と雇用をしっかりと守り抜いてまいります。

提出予定案件の説明は以上でございます。

御審議を賜りますよう、よろしく申し上げます。

原委員長

以上で、説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

ただいま部長から説明がありました、シイタケ生産資材の高騰に対する事業者等への支援ということでお尋ねいたします。

本県のシイタケについては、私が言うまでもなく全国一ということで、平成16年から18年連続第1位ということでございます。そのような中で、ウクライナ危機等によって原油価格や、おが粉などの生産資材の価格が高騰しておるようでございます。

シイタケ生産者からの話がありますけれども、このような厳しい中、今回のしいたけ生産資材高騰価格対策事業が提案されております。その詳しい内容についてお尋ねいたします。

小杉スマート林業課長

ただいま、しいたけ生産資材価格高騰対策事業の内容についての御質問でございます。

県ではこれまでシイタケ生産者に対し、林野庁の補助事業等を活用しまして省エネ施設整備をはじめとするきめ細やかな支援、また菌床栽培を中心に栽培技術の高度化に向けて営農指導等を行ってきたところでございます。しかしながら、委員がおっしゃったとおり、突発的に発生したウクライナ紛争、またウッドショックの影響により原油価格や原木、おが粉、まぜ物にしますふすま、あるいはプラスチック製の梱包資材^{こん}といった生産資材全てにわたって価格が高騰し、生産事業者の経営が圧迫されている状況でございます。

シイタケに関しましては、スーパーなど量販店の消費者向け末端価格に生産コストの上昇分を転嫁することがなかなか難しい状況でありまして、今後も生産コストの上昇が続けば、一層の経営困難が懸念されておるところでございます。

そこで、今般、生産コストの低減に取り組むシイタケ生産事業者、これは個人事業者も対象としておりますが、これら事業者に対しまして生産施設の省エネ化や生産資材の価格高騰分の一部を支援する、しいたけ生産資材高騰対策支援事業を提案させていただいたところでございます。

具体的内容としましては、省エネルギー化施設等の整備につきましては、省エネを進める省エネ型のエアコンですとか、太陽光発電施設などを導入することにより、燃油の使用量が15パーセント以上、あるいはエネルギー効率が15パーセント以上向上することが見込まれる事業者に対しまして、施設導入に要した経費の2分の1以内の支援を行うこととしております。

また、生産資材価格高騰の支援につきましては、コスト低減対策に取り組む事業者に対しまして、令和4年2月から11月にかけての資材価格上昇分に、令和4年度の生産量又は令和元年度から3年度までの平均生産量のうち低いほうを乗じた額の2分の1の金額を支

援することとしております。事業内容につきましては、以上でございます。

喜多委員

生産資材の価格高騰分を支援するに当たって、県が定額支援単価を設定する仕組みになっておるようでございますけれども、事業者ごとに購入資材やそれぞれ値上がりする額が違う中で、一律の単価にした場合に不公平感が生じないのか、お尋ねいたします。

小杉スマート林業課長

ただいま、定額支援単価の価格設定に関する御質問でございます。

今回提案させていただいております事業につきましては、本県も賛同した全国知事会の提言が実り、去る2日に成立しました国の第二次補正予算のうち特用林産物生産資材高騰対策を活用して支援するものでございます。

定額支援の単価につきましては、この対策の中で都道府県が設定すると定められておりまして、今後、県内のシイタケ生産事業者、また資材販売事業者等にヒアリング調査等を行いまして県の支援単価を設定することにしております。特に、菌床シイタケの生産につきましては、生産の経営体制が様々でありまして、原木やチップを自ら購入し自社で菌床ブロックを製造してシイタケを発生させるところまでいく事業者さんもおられれば、出来合いの菌床ブロックを購入してきて自社の発生棟で発生させる事業者さんなど様々ですので、事業者ごとに経営形態や購入する資材の種類、価格が異なってまいります。これを資材ごとに県のほうでしっかりと調査して単価を設定し、1事業者たりとも取りこぼさぬよう、また不公平感が生じないような制度設計にするよう努めてまいります。

今後、シイタケ生産事業者さんは、個人等を含めて約140の事業者がおられるのですが、これらの事業者全てに当事業を活用していただけるよう、しっかり周知してまいります。

喜多委員

最後に、電気代についてお尋ねいたします。

本県のシイタケ生産量の大部分を占める菌床シイタケについては多くの電気を使用するというのを聞いておりますけれども、電気代高騰対策についてはどう考えておりますのでしょうか、お尋ねいたします。

小杉スマート林業課長

菌床シイタケの生産における電気代の高騰対策についての御質問でございます。

菌床シイタケの生産につきましては、シイタケの発生時に室温を20度以下程度に保つ必要があることから、特に夏場に多くの電力を必要といたします。基本料金の高騰や新電力の撤退などにより、多くの生産者の方々が苦労されていることは県としても把握しているところでございます。

電気代高騰対策につきましては、菌床シイタケの生産のみならず当課所管の製材事業者さんをはじめ全産業に及ぶ大きな課題であり、国で検討されるべきものとの認識から、全国知事会を通して去る8月に、暮らしの安心確立に向けた提言におきまして電気代高騰対

策の拡充を提言したところでございます。

既にスタートしている国の施策といたしましては、節電プログラム促進事業がございまして、12月31日までに対象電力会社が実施する節電ポイントプログラムに参加を表明した場合、50キロワット以上の高圧電力利用事業者に対して20万円相当のポイントが付与される仕組みとなっております。

また、電力会社によりましては、これに加えて節電目標等の達成により割引などが更に付加される特典もありまして、これらの情報につきましてはシイタケ生産者の方々に広く周知しているところでございます。

また、先ほど申し上げました全国知事会の提言が実りまして、先日成立した国の第二次補正予算の電気・ガス価格激変緩和対策事業におきましては、全国の電力小売事業者に対し値引きのための原資を支援することで、高圧電力の場合はキロワットアワー当たり3.5円の値引単価となっております。早ければ来年4月から9月までの電気代に適用される見込みとなっており、これもまた事業者の方々に周知するとともに、四国電力さんにつきましては既にこの事業に申請済みと伺っております。

さらに、報道等によりますと、四国電力では新電力など他の事業者から四国電力へ契約切替を希望する場合、今までは若干ハードルが高かったようですが、来年4月以降は標準的な料金メニューで契約できるよう、この12日から受付を再開していると伺っております。

加えて、県におきましても、今議会において認められました県の給付金制度、徳島県物価高騰対策応援金につきましては、シイタケ生産事業者を含む全ての業種の中小規模事業者を対象としておりまして、条件を満たせば法人で20万円、個人で10万円の定額給付が受けられる制度となっております。

県といたしましては、国の支援策をはじめ関連施策の情報をしっかりと収集し、今後とも事業者への周知、申請手続へのサポートに取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

電気代についても国の支援に加えて県の物価高騰対策応援金が創設され、事業者にとっては本当に一息つけるものではないかなと思っております。まだまだ状況は不透明であることから動向をしっかりと把握していただき、シイタケ生産量日本一の維持に向けて、原材料の高騰対策に引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

梶原委員

今、シイタケ産業への支援が出ました。私も委員会で電気の高騰の問題とかを訴えてきましたけれども、先ほど課長からも1者も取り残さないように支援していくというお話がございました。本当に困られている業者さんが多数おりますので、1者も取り残さないようにこの支援策を使っていただけるように頑張りたいと思います。

それと、地籍調査なんですけれども、国を挙げて地籍調査をここ数年ずっとかなり力を入れてやられていると思うんですが、今、県内の地籍調査の進捗度合いはどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

太田農山漁村振興課長

ただいま梶原委員から、県内の地籍調査事業の進捗率について御質問いただきました。

地籍調査につきましては、委員お話しのとおり、災害復旧の迅速化をはじめ土地取引の円滑化、公共事業の推進など多くの効果が期待できる重要な事業でありますことから、国、他県も含めて今しっかりと取り組まれているところでございます。

本県におきましては、南海トラフ巨大地震をはじめ大規模自然災害への備えといたしまして、県当初予算を平成21年度から25年度までは平成20年度の2倍となります6億4,400万円、さらに26年度からは3倍となる10億円をお認めいただき取組を加速化させて、津波浸水や中央構造線直下型地震、山地災害、洪水浸水に関連する四つの地域を防災・減災対策の重点エリアとして促進してまいっております。

この結果、令和3年度末の進捗率といたしまして42.1パーセントとなっております、平成23年度から令和3年度までの10年間の進捗率の伸びとしまして12.5ポイントと大きく伸びております。この伸び率につきましては全国第2位となっております、全国平均の5倍を超える数値となっております。

令和4年度におきましても、激甚化、頻発化する豪雨災害に備えるため、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用して、この防災・減災対策の重点エリアの地籍調査を実施するとともに、社会資本整備の効率的な実施のため公共事業に先行する地籍調査を一層促進してまいります。

梶原委員

分かりました。42.1パーセントってということで、平成23年から令和3年が12.5ポイントと、伸び率が全国で第2位ということで、本当に関係者の皆様が、山間地域また海の測量も難しい地域がある中で本当に頑張っていたらいるなど、感謝を申し上げる次第でございます。

そして、今回の災害発生リスクの高い地域を調査すると書いてますけれども、これはどちらになるのでしょうか。

太田農山漁村振興課長

ただいま梶原委員から、今回の補正予算で対応する地域について御質問いただきました。

今回の国の補正予算につきましては、防災・減災、国土強靱化の推進など国民の安全・安心の確保に必要な経費として第二次補正予算に約1兆5,000億円が計上されておりました、この12月2日に成立したところでございます。

この中で、地籍調査事業も地域における防災・減災、国土強靱化の加速化を図るため、迅速な災害復旧、復興、社会資本の整備の基盤となる地籍調査について補正予算で確保されたところでございます。

県としましても、これに呼応しまして牟岐町や三好市におけます津波浸水区域や土砂災害警戒区域、公共事業の実施区域など緊急性が高い地域において、市町村の意向も踏まえ今回追加提案としてお願いしているところでございます。

梶原委員

災害復旧に向けてはこの地籍調査が本当に大事な事業だと思いますので、またしっかりと力を入れて頑張っていただきたいと思います。

最後に、老朽化で改修が必要なため池なんですけれども、これは県内にどれくらいの数があるのかというのと、漁港施設は老朽化対策をするということなんですけど、この場所と対策の内容について伺います。

中原生産基盤課長

ただいま梶原委員から、対策が必要なため池の数について御質問を頂きました。

県内には542か所の農業用ため池がございます。このうち大雨とか地震により決壊した場合、下流にお住まいの方の人家あるいは公共施設等に被害を及ぼす恐れがあるため池を防災重点農業用ため池と呼んでおりますが、その防災重点農業用ため池の数は令和3年度末で363か所となっております。

これらのため池について地震で大丈夫か、雨で大丈夫かという調査を進めながら、あわせて改修の工事も実施しているところでございます。

梶原委員

防災重点農業用ため池が363か所ということですね。これは改修が必要かどうかという調査をするわけですか。

中原生産基盤課長

今、調査が半分ほど終わっておりまして、残りの調査も鋭意進めております。

梶原委員

分かりました。隣県の香川県もため池多くて様々な対策を重点的に進められているみたいです。これが決壊したら大変なことになりますので、これもまたしっかりと進めていただきたいと思います。

そうしたら、漁港施設の分についてはいかがでしょうか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま梶原委員から、補正で実施する漁港の場所とその対策の内容について御質問を頂いております。

この補正予算の内容といたしましては、広域整備漁港としまして阿南市椿泊漁港におけます事業進捗を図るために、岸壁の耐震化工事を行うこととしております。また、牟岐町牟岐漁港におきましては、防波堤の耐震化、耐津波化工事を促進する予定としてございます。

また、水産物供給基盤機能保全事業としましては、美波町の由岐漁港及び海陽町の鞆奥漁港におけます防波堤の耐震、耐津波化工事を促進する工事内容となっております。

梶原委員

頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。

達田委員

シイタケにつきましては、詳しく聞いていただいてお答えいただきましたのではしよらせていただきます。

それと、地籍調査の件なんですけれども、これもお詳しいお答えがあったんですが、この中で、地主さんが不明という場合も多いとお聞きいたしました。こういう場合はどのようにして調査し確定しているのか、お尋ねしたいと思います。

太田農山漁村振興課長

ただいま達田委員から、所有者が不明となった場合の地籍調査の進め方につきまして御質問いただきました。

地籍調査におきましては、委員お話しのとおり、その所有者の探索というのは実施市町村にとって大変な労力を要する部分でございます。これにつきましては、一筆地調査と申しまして一筆ごとの土地の所有者、地番、地目について所有者や利害関係人、またその代理者の立会いを求めないと、この確認がなかなかできないところでございます。

これまで市町村におきましては、この未相続地や所有者不明の地籍調査につきましては、相続人、また当該土地に係る固定資産税の納付者の確認、若しくは近隣住民への聞き取りなどを行うことによりまして、可能な限り筆界が未定とならないように努めておるところでございます。

令和元年5月に国土交通省から、筆界の確認におきまして、遠隔地に居住する場合、土地所有者の現地立会の簡素化でありますとか、所有者不明の土地に関しまして隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入など、政策提言なども行わせていただいたところでございます。

これによりまして、現在、国におきまして第7次国土調査事業十箇年計画ということで地籍調査を進めておるんですけれども、これに伴う法改正によりまして、所有者不明の場合、実施主体であります市町村におきまして筆界案というものを公告して、調査を可能とする制度についても導入されたところでございます。

まだ制度が新たに導入されて間もないというところで十分に利活用されていないところもございまして、今後とも引き続いて市町村に対しまして制度の周知でありますとか、実施自治体の事例等も案内を行いながら円滑な地籍調査が進むようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

海沿いにしろ山間部にしろ非常に危ないところがあるということで、道路を付けるとか防災対策の工事をしなければいけないというところもあるんですけども、持ち主がどこにいるか分からない、お亡くなりになってしまったとかいうのもよくお聞きいたします。

そういうときに、私の家族が山間部の地籍調査に来てくださいと言われて行ったんですけども、結局持ち主の方がいないところがあって、その親戚の方に連絡したら、もうどないでもしといてくれと言われて、どないでもって言われても困りますので、ちょうどそ

のときに森林組合の古者の方がおいでいただいたとったので、確かここが境界だということを示してくださったので分かったんだというようなことも言ってました。

そういう方がいるところはいいんですけども、どんどんと高齢化して持ち主がいない、昔のことが分かる人もいないということになってしまいますと、本当に苦勞して境界を決めていかないかんってことになっていくと思います。そうなりますと、時間も長くなってしまいますので、この地籍調査を早め早めに、昔のことがちゃんと分かる方、団体とかがいろいろ地元いらっしゃると思いますので、そういう方がいらっしゃるうちに進めていただきたいと思うんです。山でも海でも本当に危ないところがまだまだたくさんございますので、是非進めていただけるようお願いしておきたいと思います。

それから、ため池の問題なんですけれども、これも今詳しくお答えがございました。うちの近所とかにも思い当たるところがあるんですけども、ため池といいますと、釣りに行く子供さんなんかもいるんです。ため池が危なくないようにする工事もちろん必要なんですけれども、やっぱり子供さんが行って滑って溺れたということがないようにしないといけないと思うんです。そういう安全対策も同時に行われていくんでしょうか。

中原生産基盤課長

ただいま達田委員から、ため池の安全対策について御質問を頂きました。

お話にありましたように、ため池の改修工事を現在、実施しておるところでございます。この改修に当たりましては、当然、地震や雨に強くするの当たり前なんですけれども、例えばその周りを親水的に整備するのか、あるいは全面的にシャットアウトして立入りを禁止するのか、改修に先立って地元の管理者や市町村の方と調整しながら進めておるところでございます。

ため池によりましては、委員の御指摘にありましたように安全柵あるいは防護柵も必要性に応じまして事業で設置しておるところでございます。

達田委員

防災・減災対策として工事も進めていくということで、今回予算が2億5,600万円余り付いておりますよね。ですから、これもやっぱり安全対策をどんどん進めていただきたいと思うんです。ただ、農業従事者の方の高齢化とかで、もう使わないよというため池も出てきているんです。これは危険だよっていうようなため池があるんだけど、もう農業者がいなくてため池から水を取っているという田んぼがなくなってしまった場合はどうなるんでしょうか。

中原生産基盤課長

ただいま、水の需要がなくなったため池はどうなるのかという御質問を頂きました。

農業用水を取水するためにため池を利用されてきたのですが、もう田んぼに水が要らないというふうになりましたら、ため池に水をためておくと危険じゃないかというお話もございまして、当然、今まで使っていた管理者の方、関係の市町村の方に御了解を頂きまして、そういうため池については廃止、ため池として水がたまらないようにする工事を実施するというを前提に調整を進めていけたらと考えております。

達田委員

埋め立ててしまうということですか。水を抜いてしまうということですか。

中原生産基盤課長

二通りございまして、埋める方法もあるんですが、土を持ってきて埋めてしまうと、それがまた悪影響を及ぼすことも考えられますので、基本的には水をせき止めておりました堤防をカットしまして堤防として水がたまらなくすると、堤防を壊してしまうという形で対応している事例が多いと存じております。

達田委員

ありがとうございます。いろんな形状のため池が今あって、安全対策を凶らないかんといいところも次々と出てきていると思うんです。それで、中にはため池そのものが景観として必要というところもあるわけなんです。田んぼには水を引いてないけれども、昔ながらの景観が素晴らしいところですよとって絵はがきに載ったりしているところもあります。そういうところは用途がないんだけど、やっぱりきちんと残していくっていいことも必要なんじゃないかと思うんです。

そうなりますと、予算が全然付いてないと、別のところから持ってこないといけなくなるんじゃないかと思うんですけれども、そういう場合に農林の整備とどういうふうな関わりになるのでしょうか。

中原生産基盤課長

ケースバイケースの対応になろうかと思えます。以前の事例で恐縮なんですけれども、ため池の改修、堤体の補強とか水を取る施設の整備に合わせまして、農水省の事業で隣接する公園の簡易な整備とか、あずまやの設置とかを設置した事例はございます。

ただ、問題になるのは作った後の管理費でございます。管理費につきましては補助事業で管理ってわけにはいきませんので、我々は作ると、市町村や土地改良区に譲渡するわけでございますが、その管理していただく方の御了解があって初めて工事ができるようになるんじゃないかと考えてございます。

達田委員

今回、補正予算ということで、早急にしなければならない事業が並んでおりますけれども、本当に安全・安心という県土づくりのために重要な事業だと思いますので、やっぱり特別な予算が付いたときにやるんじゃなくて、毎年続いていくように、どんどんと事業が進んでいくように、国とも協力してやっていただきたいと思っておりますので、是非、安全・安心な郷土づくりをよろしく願いして終わりたいと思っております。

原委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。
以上で、農林水産部関係の調査を終わります。
これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時11分）